第2節 地球環境の保全 <地域から取り組む地球環境の保全>

1 地球温暖化防止対策

<現状と課題>

県では、平成20年6月に「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議」を設立し、県民総ぐるみの温暖化防止活動の実施を宣言するとともに、2008年(平成20年)を地球温暖化防止元年として様々な活動を実施していますが、地球温暖化の防止には、県民一人ひとりが地球温暖化防止に対する意識を持ち、身近な対策に取り組むことが重要であることから、今後一層の取組の推進が必要となります。

県では、平成 14 年 3 月に「愛媛県地球温暖化防止指針」を策定し、2010 年度(平成 22 年度)の県内での温室効果ガス排出量を基準年の 1990 年度(平成 2 年度)と比べ 6 %削減する目標を掲げ、県民、事業者、県や市町の各主体が温暖化対策に取り組んできたところですが、2007 年度(平成 19 年度)の排出量は、21,558 千 t -CO。と基準年比で 13.0%の増加となっています。

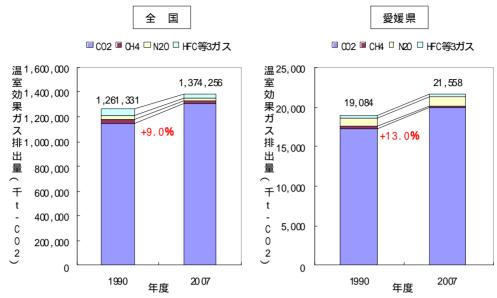
県では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」(平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号)が平成 20 年 6 月に改正されたことを受け、地域の実情に応じた温室効果ガス排出量削減を推進するため、平成 22 年、新たな温室効果削減目標等を定めた「愛媛県地球温暖化防止実行計画」(平成 22 年 2 月策定)を策定し、温室効果ガス排出量削減に向け、排出源である家庭や事業所などでの一層の削減の取組を進めるとともに、森林整備等による二酸化炭素吸収源対策や再生可能エネルギーの利活用などを推進することとしています。



愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会議



図22 基準年度と現況年度の温室効果ガス総排出量の比較(全国、愛媛県)



<施策の方向>

(1) 地球温暖化防止対策の総合推進

県民一人ひとりが地球温暖化防止に対する意識を持ち、積極的な取組を推進するため、温暖化防止の啓発や機運の醸成を図るための組織体制の整備や県民総ぐるみ運動の推進を図ります。

主な取組	内 容
地球温暖化防止推進体制の確立	・ 愛媛県地球温暖化防止実行計画に基づき、温室
	効果ガス排出量の削減目標を達成するよう、総
	合的な地球温暖化防止対策を推進します。
	・ 市町等と連携の上、愛媛県地球温暖化防止実行
	計画の県民等への周知に努めるとともに、温暖
	化防止のための施策の着実な推進に努めます。
	・ 市町の温室効果ガス削減計画の策定について、
	助言等を行い、策定を支援します。
	・ 地球温暖化防止活動推進員の育成に努めるとと
	もに、愛媛県地球温暖化防止活動推進センター
	を中心とした活動の促進を図り、地球温暖化対
	策の普及・啓発を図ります。
	・ 学校教育はもとより、愛媛県体験型環境学習セ
	ンター(えひめエコ・ハウス)や環境マイスタ
	ー制度などを活用した環境教育・環境学習を促
	進します。

地球温暖化防止県民運動の推進	・ 県民総ぐるみで地球温暖化防止対策を推進する
	ため、「愛媛県地球温暖化防止県民運動推進会
	議」の活動の促進を図ります。
	・ 事業者、NPOなどの地球温暖化防止活動の推
	進を図ります。
	・ 地球温暖化問題への県民の関心を高めるため、
	県内の温室効果ガス排出量の現状等について、
	県ホームページなどで積極的に公表します。
県自らの率先行動の推進	・ 愛媛県地球温暖化防止実行計画に基づき、県自
	らの事務・事業における温室効果ガスの削減目
	標の達成に努めます。
	・ 県独自の環境マネジメントシステムの運用など
	による徹底した節電やコピー用紙の削減等の省
	資源化の推進、愛媛県グリーンニューディール
	基金を活用した県有施設の省エネルギー化や、
	敷地内の緑化など、県自らが温室効果ガス削減
	に率先して取り組みます。

項目	現 状	目 標	備考
県内の温室効果ガス総排	21,558 千 tCO ₂	19,084千 tCO ₂	1990年度(H2)比
出量	(H19)	(H24)	±0%
県自らの二酸化炭素排出	65,969 tCO ₂	62,011tCO ₂	2008 年度 (H20)
量	(H20)	(H25)	比 6%
地球温暖化防止活動推進	77 人	100 人	
員数	(H21)	(H26)	
県内市町の温暖化防止計	16 市町	20 市町	
画策定数	(H21)	(H22)	
地球温暖化防止県民運動	244 会員	350 会員	
推進会議の会員数	(H21)	(H26)	



【愛媛県体験型環境学習センター】

(えひめエコ・ハウス)

所在地:松山市西野町乙103番地1 えひめこどもの城内

建 物: 木造平屋造り 面積: 約330 m² (親子エコライフ室、エコ活動支援室 等)

(税丁エコブイブ至、エコ/泊勤又援至 等) 開館時間:9:00~17:00(水曜日休館)

導入設備:太陽光発電設備、太陽熱利用設備、雨水循環設備、

屋上緑化設備等

(2) 家庭における地球温暖化防止対策の推進

温室効果ガス排出量は、私たちが便利で快適な生活を送ることにより増加します。このため、家庭からの温室効果ガスの排出量の削減に向け、家庭でのエネルギーの効率的な利用などを推進し、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を図っていきます。

主な取組	内 容
家庭における温暖化防止対策の	・ 環境家計簿の普及や、節電や節水の啓発や家庭
推進	の省エネ診断の仕組みづくりなどを進め、家庭
	における身近な省エネルギーなどの取組の実践
	を促進します。
	・ 地域でとれたものは地域で消費する地産地消の
	県民運動の拡大に努め、農産物等の輸送による
	エネルギー消費の削減を図るとともに、県産農
	林水産物の安定供給と消費拡大を図ります。
	・ 家庭でできる温暖化対策の普及、周知を図るた
	め、環境マイスター制度の充実など、環境教育・
	学習の推進に努めます。
省エネ住宅、家電等の普及拡大	・ 建物の断熱化、冷暖房や給湯の効率化、太陽光
	発電設備などを導入した省エネ住宅の効果の啓
	発や国等の助成制度の周知に努め、省エネに配
	慮した住宅の普及を促進します。
	・ エアコンや冷蔵庫などの家電製品について、メ
	ーカーや販売店等の事業者が実施する環境に配
	慮した製品の情報提供を側面的に支援するとと
	もに、これら環境に配慮した製品を優先的に選
	択するグリーン購入制度の普及など、省エネ家
	電等の購入・使用を促進します。

環境指標

項目	現状	目 標	備考
家庭部門からの二酸化炭	1,944 千 tCO ₂	1,768 千 tCO ₂	2007 年度 (H19)
素排出量	(H19)	(H24)	比 9%

家庭でできる温暖化対策

私たちの生活を見直し、二酸化炭素の排出を減らすためにはどうすればいいのでしょうか。 まず、下に挙げた10の取り組みのうち、できるものから始めてみましょう。

冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する

カーテンを利用して太陽光の入射を 調整したり、クールビズやウォームビ ズを取り入れることにより冷暖房の設 定温度を工夫して過ごしましょう。

> 年間約33kgのCO2の削減、 年間で約1.800円の節約



6 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす

洗濯や庭の水やりのほか、トイレの水 に使っている人もいます。残り湯利用 のために市販されているポンプを使う と便利です。

> 年間約7kgのCO2の削減、 年間で約4,200円の節約



週2日往復8kmの車の運転をやめる

通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転 車を利用しましょう。歩いたり自転車 を使う方が健康にもいいですよ。

> 年間約184kgのCO2の削減、 年間で約9,200円の節約



ジャーの保温を止める

ポットやジャーの保温は利用時間が長 いため、多くの電気を消費します。ご はんは電子レンジで温めなおす方が 電力の消費は少なくなります。

> 年間約34kgのCO2の削減、 年間で約1,900円の節約



1日5分間のアイドリングストップを行う

駐車や長時間停車するときは車のエ ンジンを切りましょう。大気汚染物質 の排出削減にも寄与します。

> 年間約39kgのCO2の削減、 年間で約1,900円の節約



家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす

家族が別々の部屋で過ごすと、暖房も 照明も余計に必要になります。



年間約238kgのCO2の削減、 年間で約10,400円の節約

待機電力を50%削減する

主電源を切りましょう。長期間使わない ときはコンセントを抜きましょう。また、 家電製品の買い換えの際には待機電力 の少ない物を選ぶようにしましょう。

> 年間約60kgのCO2の削減、 年間で約3,400円の節約



買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

トレーやラップは家に帰れば、すぐごみ になります。買い物袋を持ち歩いけば レジ袋を減らせます。

年間約58kgのCO2の削減



シャワーを1日1分家族全員が減らす

身体を洗っている間、お湯を流しっぱ なしにしないようにしましょう。

> 年間約69kgのCO2の削減、 年間で約7.100円の節約



10 テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす

見たい番組だけ選んでみるようにしま しょう。

> 年間約14kgのCO2の削減、 年間で約800円の節約



全国地球温暖化防止活動推進センター

http://www.jccca.org



(3) 自動車からの温室効果ガス排出削減対策の推進

環境に配慮した交通体系の構築、公共交通機関の利用促進などによるマイカー利用の縮減やエコドライブの推進などで自動車からの温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、環境負荷の小さい鉄道・海運を利用した貨物輸送へ転換するモーダルシフトの推進に努めます。

主な取組	内 容
環境に配慮した交通体系の構築	・ 交通の円滑化、渋滞緩和のため、交通状況等に 応じてきめ細かな信号制御が可能な高性能信号 機の導入や光学式車両感知器による適切な交通 情報の提供など、環境に配慮した交通管理シス テムの構築を促進します。 ・ 交通渋滞の緩和を図るため、環状道路やバイパ スの整備、交差点の改良等、道路整備を計画的
公共交通機関の利用促進等	 に実施します。 ・ ノーマイカー通勤デーなどの取組により、マイカーからバス・鉄道等への利用転換を促すとともに、近距離は、自転車や徒歩で移動するよう普及・啓発に努めます。 ・ 事業者が実施するパーク・アンド・ライドなどの普及を側面的に支援し、バス・鉄道等の効果的な利用を促進します。 ・ 市町や事業者と連携し、バス路線などの維持・確保に努めます。 ・ 環境負荷の小さい鉄道・海運を利用した貨物輸送へ転換するモーダルシフトについて、国と連携して推進に努めます。
エコドライブ等の推進	 ・アイドリングストップや急発進、急加速を行わない燃料効率の良い自動車の運転(エコドライブ)の普及、拡大を促進します。 ・ハイブリッド車や電気自動車などのエコカーの普及を促進するため、県や市町におけるエコカーの率先導入を推進するとともに、エコカー減税等の国の優遇措置等が適正に実施されるよう働き掛けます。

	・ ガソリン車を電気自動車に改造する「コンバー
	トEV」などについて、愛媛県産業技術研究所
	内に「EV開発センター (仮称)」を設置し、産
	学官連携によるEV化技術の開発支援に取り組
	みます。
	・ バイオディーゼル燃料やバイオエタノールなど
	バイオ燃料の導入、普及を促進します。
環境に配慮した都市機能の集約	・ 都市機能の集約や歩道、自転車道の整備に努め、
化	安全で快適な都市整備を推進します。
	・ 自家用車を利用しなくても暮らしやすい街づく
	りを推進するため、都市計画マスタープランを
	必要に応じて見直し、より環境に配慮した「低
	炭素都市づくり」を検討します。

項目	現 状	目標	備考
L E D信号機の設置率	14.6%	25.0%	
	(H20)	(H26)	
渋滞損失時間	42.4 百万人時間/年	40.3 百万人時間/年	国の目標(四国全
	(H19)	(H24)	体で 5%削減)
ノーマイカー通勤登録者	5,592人	前年度より増加	
数	(H21)		H21.8.31 現在
公共交通利用促進優良企	11 企業	増加に努める。	
業認定数	(H20)		
公共交通機関の旅客輸送	1:9	前年度より増加	公共交通機関:マイ
分担割合	(H19)		カーの割合
エコドライブ推進事業所	353 事業所	500 事業所	
数	(H21)	(H26)	

公共交通機関の旅客輸送分担割合における公共交通機関 については、鉄道、乗合バス、貸切バス、自家用バス、 旅客船、航空機としています。

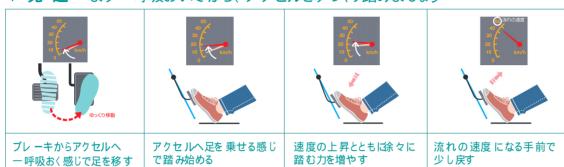


地球と財布にやさしいエコドライブを始めよう!

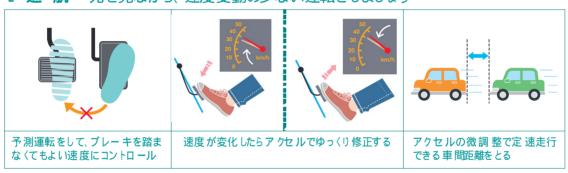
運転を少し変えれば大きな燃料削減! 費用も装置も要らないエコしませんか?

【省エネ運転のポイント】

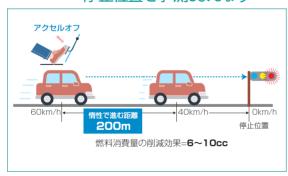
1 発 進 まず一呼吸おいてから、アクセルをゆっくり踏みましょう



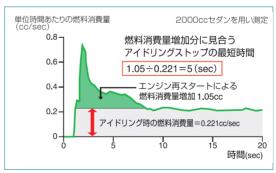
2 巡 航 先を見ながら、速度変動の少ない運転をしましょう



3 減速 早めにアクセルOFF停止位置を予測しましょう



4 **停 止** 停止時はアイドリン グストップ 5秒で省エネ



【資料】財団法人省エネルギーセンター

(4) 事業活動における地球温暖化防止対策の推進

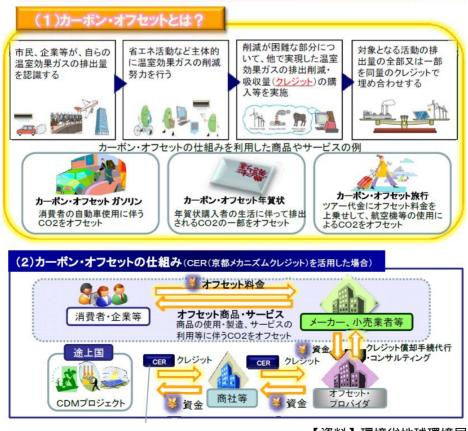
事業活動から発生する温室効果ガスは、温室効果ガス総排出量のうち非常に大きなウエートを占めていることから、事業者の環境マネジメントシステム導入促進や省エネ機器や設備の導入による省エネルギー化の推進などに努め、事業活動からの温室効果ガスの排出量の削減を促進します。

主な取組	内 容
温室効果ガス排出量の適正な把	・「地球温暖化対策の推進に関する法律」、「エネ
握の促進	ルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、
	国に温室効果ガス排出量を報告する義務のある
	事業者に対しては、制度の適正な運用を働き掛
	けるとともに、国からデータの提供を受け、温
	室効果ガス排出量の実態把握に努めます。
	・ 法で報告義務のない事業者に対しては、簡易な
	方法で温室効果ガス排出量を算定できる方法を
	示し、自らの排出量の把握を促進するとともに、
	温暖化防止対策の必要性、事業活動での省エネ
	等の有益性を示し、自主的な温室効果ガス排出
	量削減の取組を推進します。
省エネルギー化の推進	・ ISO14001 やエコアクション 21 など事業者の
	環境マネジメントシステムの導入を促進し、事
	業活動における温室効果ガス排出量削減や省工
	ネルギー化の推進を図ります。
	・ 商工団体等と連携して、事業者の省エネ診断な
	どの普及を促進します。
	・ 省エネ機器などに対する国等の支援制度の情報
	提供などに努め、事業所における省エネルギー
	型設備・製造工程の導入を促進します。
	・ 環境保全資金融資制度やグリーンニューディー
	ル基金を活用した補助制度により、中小事業者
	等の省エネルギー施設の導入を支援します。
国内排出量取引制度、カーボン・	・ 国が、平成 20 年 10 月から試行を開始した国内
オフセット(二酸化炭素吸収認定	排出量取引制度について、国等と連携して制度
制度)等の普及促進	の普及に努めます。
	・ 事業者の温室効果ガス排出削減に取り組む意識
	の向上を図るため、少量からでも参加できる愛

- 媛県独自の温室効果ガス排出削減量の認証制度 の創設を検討します。
- ・ 事業者ごとの削減目標などの統一的基準の設定 等、国に対して公平な国内排出量取引市場の創 設がされるよう働き掛けます。
- カーボン・オフセットやカーボン・フットプリントなど、国等と連携して制度の普及に努め、事業者や県民などの自発的な温室効果ガスの排出削減の取組を促進します。

項目	現 状	目 標	備考
CO ₂ 排出量削減宣言事	20 事業所	100 事業所	
業所数	(H21)	(H26)	
環境保全資金融資制度に	1 件	件数の増加	
よる省エネ設備導入件数	(H21)		
県内事業者の国内排出量	5件	普及拡大に努める。	H21.12.28 現在
取引制度利用件数	(H21)		

カーボン・オフセットの仕組み



【資料】環境省地球環境局

(5) 二酸化炭素吸収源としての森林整備等の推進

本県の森林面積は、約401 千 ha で、県土面積 (568 千 ha)の71%を占めており、豊かな森林資源を有していることから、適切な森林管理と木材利用を促進することにより、将来にわたって森林による二酸化炭素吸収の効果が期待されます。また、都市部における都市公園や街路樹などの緑地は、身近な二酸化炭素吸収源としての役割とともに、蒸散作用による気温上昇を抑制する効果があることから、都市の緑化を積極的に推進します。

主な取組	内 容
森林の保全と整備の促進	・ 森林の二酸化炭素吸収などの多面的機能が十分
	発揮されるよう、人工林については、間伐をは
	じめとする森林整備を加速化するとともに、天
	然林については、適正な維持管理により多様な
	森林づくりを推進し、森林の保全機能を高めま
	す。
	・ 高度な林業技術者の養成と高性能林業機械の導
	入などを推進し、林業従事者の確保と労働生産
	性の向上に努めます。
	・ 地域住民、NPO、事業者等による植樹や間伐
	など、県民の主体的な参加による森林づくりを
	支援します。
	・ 森林の多面的機能や森林整備の必要性等につい
	て、県民の理解を深めるため、森林環境税を活
	用した普及啓発活動などを推進します。
木材の利用促進	・ 県産木材を活用した住宅の普及のほか、公共施
	設の木造・木質化や公共土木工事等への木質資
	源の利用を推進します。
	・ 県産木材の新たな利用方法の開発などにより、
	県産木材の利用を促進するとともに、消費者ニ
	ーズに的確に対応した生産・流通・消費のネッ
	トワークシステムの確立を推進します。
	・ 全国一の生産量を誇る愛媛県産ヒノキに関する
	品質向上対策を実施し、ブランド化による信頼
	性の向上と差別化を図り、県産木材の消費拡大
	を促進します。

	・ 未利用間伐材等、木質バイオマス資源の利用促
	進を図るため、利用技術の開発や搬出等への支
	援に努めます。
都市緑化の推進	・ 都市公園や街路樹などの整備に努め、都市の緑
	化を推進します。
	・ 壁面緑化や屋上緑化などによる気温上昇の抑制
	効果などの有効性を啓蒙し、家庭や事業所での
	緑化の取組の普及に努めます。

項目	現 状	目標	備考
森林面積	400.98 千 ha	現状を維持	民有林と国有林の
	(H21)		合計
間伐面積(民有林)	8,712ha/年	9,500ha/年	
	(H20)	(H26)	
森林の二酸化炭素吸収量	748 千 tCO ₂	860 千 tCO ₂	京都議定書に基づ
(CO ₂ 換算)	(H19)	(H24)	く森林吸収
県内素材生産量	521 千m³/年	565 千m³/年	
	(H20)	(H23)	
都市計画区域人口 1 人当	11.0 m²	全国平均以上	H19 全国平均
たり都市公園面積	(H19)		9.4 m²

森林整備の事例

【整備前】

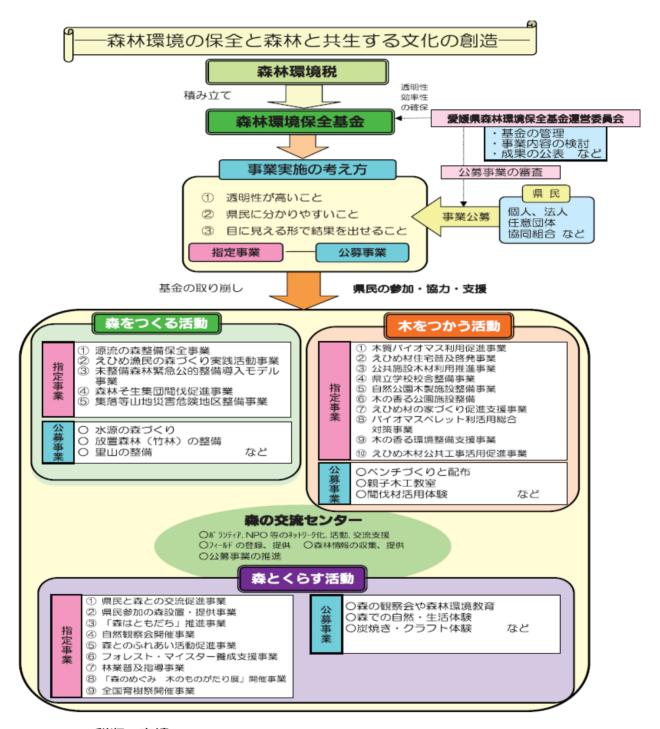
【整備後】





【資料】愛媛県林業政策課

森林環境税を活用した施策の仕組み(平成20年度実績)



税収(実績)

税収額 395,729 千円 (平成 20 年度)

【資料】愛媛県森林整備課

(6) 再生可能エネルギーの導入促進

バイオマスエネルギーや太陽光、風力、水力発電、太陽熱利用など、地域の特色を生かした再生可能なエネルギーの利活用技術の開発や導入を促進します。

主な取組	内 容
バイオマスエネルギーの利活用	・ 油糧作物や使用済食用油等からのバイオディー
の促進	ゼル燃料の製造及び利用の拡大を図ります。
	・ みかん搾汁残さ等、地域特有の未利用バイオマ
	ス資源からのバイオエタノール製造技術の開
	発、普及に努めます。
	・ 木質バイオマスの利用促進を図るため、木質バ
	イオマス発電施設や燃料ペレット製造施設など
	の整備を推進します。
太陽光、風力などの自然エネルギ	・ 太陽光発電、風力発電、小水力発電など自然エ
ー等の導入促進	ネルギーの情報提供に努めるとともに、公共施
	設への率先導入などで普及に努めます。
	・ 国や市町による太陽光発電設備の普及支援の施
	策と連携して、一般家庭等への太陽光発電設備
	の導入を促進します。
	・ 景観や野生生物、騒音対策等に留意しながら、
	風力発電施設の普及に努めます。
	・ エネルギー変換効率が高く、設備費用が比較的
	安価なことから費用対効果の面で有効な太陽熱
	について利用の拡大を推進します。
	・ 工場や廃棄物処理施設等から生じる未利用廃熱
	の有効活用について検討します。
グリーン電力証書システム等の	・ 再生可能エネルギーから発電されたグリーン電
普及支援	力の環境付加価値を証書化し、事業者等がカー
	ボン・オフセットでの活用や環境配慮商品とし
	ての差別化を図るシステムなどの普及に努めま
	उं .
	・ 公共施設におけるグリーン電力の活用方策につ
	いて検討します。

項目	現 状	目 標	備考
県内のバイオディーゼル	86k I	5,000kl	
燃料(混合軽油)生産量	(H21)	(H32)	
県内のバイオエタノール	0 k l	1,000kl	
生産量	(H21)	(H32)	
木質バイオマス利用施設	11 施設	16 施設	5,720件
数	(H17)	(H23)	(H22)
住宅用太陽光発電施設設	6,145件	更なる増加を図る。	第五次愛媛県長期計
置件数(累計)	(H19)		画後期実施計画の目
			標値 5,720件
			(H22)

太陽光発電



(松山市: 小学校への太陽光発電システムの設置) 【資料】 松山市

小水力発電



(栃木県那須野ヶ原地区農業用水路小水力発電) 【資料】 農林水産省関東農政局

風力発電



(伊方町: せと風の丘パーク)



(大洲市: 肱川風の博物館の小型風力発電設備)

(7) 原子力発電所の安全・安定運転の確保

原子力発電は、現在、国内総発電電力の約3割を賄う基幹電源であり、また、 運転中に二酸化炭素を排出しないことから、地球温暖化防止の上でも極めて重要 な電力源です。

このため、原子力発電所及び周辺住民の安全確保を大前提に、伊方原子力発電 所の安全で安定した運転が確保されるよう指導等を徹底します。

主な取組	内容
安全を大前提とした伊方原子力	・ 「伊方原子力発電所周辺の安全確保及び環境保
発電所の安全・安定運転の確保	全に関する協定書」(昭和 51 年 3 月 31 日協定)
	に基づき、伊方原子力発電所の安全で安定した
	運転が確保されるよう四国電力株式会社に対す
	る指導等に努めます。
	・ 原子力発電所の安全性、信頼性をより一層向上
	させるとともに、運転管理等に関する情報公開
	が徹底されるよう、国や四国電力株式会社に働
	き掛けます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備考
伊方原子力発電所の設備	84.5%	安全性を大前提に設備	過去 10年間の設備利用
利用率	(H20)	利用率の維持に努める。	率 83.6%

設備利用率は高い方が望ましいが、定期検査及び保修、燃料の取替などにより発電がで きない時間があることから、日本の原子力発電所の平均設備利用率は80%程度となってい ます。



注)四緒五入により、割合の合計が100% にならないことがあります。

2 オゾン層保護、酸性雨対策

<現状と課題>

オゾン層を破壊するフロン類については、各種の法規で生産規制や大気中への放出禁止、業務用冷凍空調機器等からの回収が義務付けられ、許可業者によって回収、破壊処理が進められており、今後とも、適正な回収、処理を推進していく必要があります。

酸性雨の原因物質である硫黄酸化物や窒素酸化物など大気汚染物質の発生源となっている工場のばい煙や自動車排ガスについては厳しい規制が実施されており、本県においても、工場密集地域である東予地域を対象に県独自の硫黄酸化物の排出総量規制を導入するなど、汚染物質の削減に努めています。

本県における酸性雨の降雨については、継続して確認されているものの、全国の調査結果とほぼ同レベルであり、現状では目立った被害は発生していません。しかしながら、今後とも、定期的な観測を続け、変化の動向を注視していく必要があります。

表5 フロン類回収量(H2O)

<施策の方向>

(1) オゾン層保護対策の推進

フロン類の適正な回収、処理等を推進し、オゾン 層の破壊等の進行の防止などを推進します。

フロン類	業務用冷凍空調機器(kg)
CFC	3,489.8
HCFC	21,329.2
HFC	6,918.1
計	31,737.1

主な取組	内 容
フロン類の適正な処理、排出削減	 オゾン層破壊等の進行を防ぐため、フロン類の 適正な回収、処理を推進します。 フロンや代替フロンに代わって、オゾン層を破 壊せず地球温暖化にも影響の少ない物質を用い た「ノンフロン」製品の普及、利用を推進しま す。 オゾン層の状況やオゾン層破壊物質の大気中濃 度などの情報の提供に努めます。

環境指標

項目	現 状	目 標	備考
フロン類回収量	31,737.1kg	適正回収・処理の徹	
	(H20)	底を図る。	

(2) 酸性雨対策の推進

酸性雨の原因物質である硫黄酸化物など大気汚染物質の排出抑制を行うとともに、定期的なモニタリング調査の継続や酸性雨の影響についての調査など、酸性雨対策の推進を図ります。

主な取組	内 容	
硫黄酸化物、窒素酸化物の排出抑	・ 酸性雨の原因物資である硫黄酸化物などの発生	
制	源となっている工場のばい煙や自動車排ガスの	
	厳正な規制を行うとともに、東予地方を対象と	
	した硫黄酸化物の排出総量規制を引き続き実施	
	します。	
	・ 酸性雨の定期的なモニタリング調査を実施し、	
	酸性雨の降雨状況の把握に努めます。	
	・ 酸性雨による環境への影響について、調査、研	
	究に努めます。	

環境指標

項目	現 状	目 標	備考
酸性雨観測地点数	3 地点	酸性雨による影響	
	(H20)	調査の継続	

図24 酸性雨の調査結果

